

神戸市立高等学校部活動方針

六甲アイランド高等学校
科学技術高等学校
葺合高等学校
神港橋高等学校
須磨翔風高等学校
神戸工科高等学校(定)
摩耶兵庫高等学校(定)
楠高等学校(定)

令和2年 6月

神戸市教育委員会

◆本活動方針策定の趣旨

学校の部活動は、スポーツや芸術文化等に興味・関心のある生徒が参加し、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツや芸術文化等の振興を大きく支えてきた。部活動は「人は人によって人になる」という本市の教育理念のもと、「心豊かにたくましく 生きる人間」の育成を実現するという、人間形成に資するものであると共に、生涯にわたってスポーツや文化に親しむことができる資質の育成を目指している。しかし、一方で過度な練習状況、さらに近年では、教職員の働き方改革の一環から、部活動のあり方が問われている。

そこで、スポーツ庁より「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月)を、文化庁は「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月)を策定した。また本市では、平成30年5月に「神戸市立中・義務教育学校部活動ガイドライン」を策定した。

それらを踏まえ、入学者選抜を経て進学した高校生は、中学生より心身が発達していること、特定の部活動に所属したい意向を持って進学している場合があること、高等学校では多様な教育が行われていることにも留意し、「神戸市立高等学校部活動方針」を策定した。

運動部・文化部の活動にかかわる、すべての教職員・指導者はもとより、家庭、地域、部活動に関連する各種団体で広く共有され、十分に理解を得たうえで、適切な部活動が運営されることを目指す。

高等学校学習指導要領(平成30年3月)抜粋

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

◆部活動に係る活動方針の策定

校長は、本活動方針に則り「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校のホームページ等の掲載により公表する。また、校長は「学校の部活動に係る活動方針」の運用を徹底するため各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、当該部活動に係る教職員（以下「部活動顧問」という。）の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

◆適切な運営のための体制整備

部活動における休養日及び活動時間については、学校の実態を踏まえ、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるようにする。

(1) 年間活動計画の作成・提出

- ・部活動顧問は、種目の特性、練習内容、大会や発表会等の予定、生徒の心身の状態を考慮し、年間を見通した年間活動計画を作成し、管理職に提出すること。また、年度当初に生徒・保護者へ伝えること。

(2) 休養日の設定

- ・休養日は、週当たり1日以上設定する（学校では、部活動ごとに原則として1日以上、曜日を決めて設定すること）。ただし休養日に活動した場合には、それに代替する休養日を設けること。
- ・月当たり2回程度、土・日曜日・祝日に休養日を設定することが望ましい。

(3) 活動時間の設定

- ・1日の活動時間の上限は、原則として、平日は3時間程度、週休日は5時間程度とする（活動時間には活動の準備や片付け等を含む）。
- ・週休日に練習試合や大会、発表会等もしくは、それに向けての直前練習や種目の特性等により5時間以上の活動となる場合、部活動顧問は特別活動計画を作成し、管理職に提出すること。また、生徒・保護者へ伝えること。

(4) 長期休業中の部活動

- ・部活動顧問は長期休業中活動計画を作成し、管理職に提出すること。また、生徒・保護者へ伝えること。
- ・生徒が十分な休養をとり、部活動以外の多様な活動を行うことができるよう配慮し、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。

(5) 活動にあたっての留意点

- ・部活動顧問は、種目や活動の特性を踏まえ、科学的・合理的な内容となるよう設定すること。
- ・部活動顧問は、各活動計画の作成にあたり、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を計画すること。その際、生徒や保護者からの意見を勘案したうえで生徒の自主的、自発的な活動となるよう、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫し、バランスのとれた生活や成長に配慮すること。
- ・始業前の朝の時間帯の練習を含め、生徒の登下校の状況等を考慮して練習の開始、終了時刻を適切に設定すること。
- ・休憩時間を適切に設定し休養日を設けるなど、生徒や部活動顧問の安全、健康に十分に配慮すること。

(6) 指導・運営に係る体制の構築

- ・校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ・教育委員会は、部活動顧問を対象とする知識及び指導力向上や、管理職を対象とする適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を実施する。
また、各校の部活動の適切な実施を状況報告により把握し、適宜、支援・指導・是正を行う。

◆ 適切な指導の実施

(1) 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

指導に当たっては、体罰はもとより、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりする暴言やハラスメントは許されない。体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を部活動に関わる全ての指導者がもち、それらを行わないようにするための取組を、機会あるごとに行うことが必要である。また、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、校長や部活動顧問が積極的に説明し理解を得られるようにする。

*令和元年6月5日付「体罰禁止の徹底について」通知

*平成26年5月20日付「体罰根絶全国共通ルールの制定について」通知

*平成25年7月18日付「体罰の根絶に向けた取り組みについて」通知

(2) 事故の防止

部活動顧問は、生徒は一人ひとり発達段階、体力、習得状況が異なることから、事前事後の健康チェックや活動中の健康観察を行い、無理のない練習となるように留意する。特に、怪我などの事故は、放課後の用具等の片付け中など、部活動顧問が目を離していることが多いことを念頭において、生徒指導にあたる。また、活動場所の整備に努め、部活動で使用する用器具の安全な取り扱いや管理について万全を期し、安全管理に留意する。

*令和元年7月19日付「体育に関する施設用具の安全点検について」通知

*平成31年4月15日付「部活動の指導について」通知

(3) 熱中症への対策

屋内外での活動前及び活動季節や時間帯によっては、必要に応じて適宜、気温・湿度を確認し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）に示される環境条件の評価を参考に活動の可否を判断する。また、部活動顧問や生徒が熱中症予防策を十分理解して活動に取り組むと共に最近の気候状況を鑑み、暑くなり始める5月頃より熱中症の可能性を予測し、活動内容や通気性のよい服装の着用及び着帽の勧奨について適切に指示する。

*令和元年6月27日付「夏季休業中の部活動の安全について」通知

*令和元年5月24日付「夏季におけるスポーツ・部活動指導について」通知

*令和元年5月13日付「熱中症事故の防止について」通知

(4) 校外での活動について

練習試合や大会・コンクールへの参加など校外で活動する場合は、実施日や場所、移動方法など、必ず事前に校長の承認を得る。対外試合等による移動については、公的交通機関（貸切バス・タクシー等含む）を利用し、教員の自家用車や保護者の自家用車による生徒の送迎は行わない。また、交通費を徴収する場合は、収支決算を明らかにし、保護者に報告する。

*平成31年4月15日付「部活動の指導について」通知